

日立市議会告示第1号

条例改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づく条例改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年1月30日

日立市議会議長 蛭田三雄

記

- 1 日時 令和7年2月3日（月）午前10時
- 2 場所 日立市議会議場（日立市役所7階）
- 3 事件名 議案第1号 日立市立学校設置条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 人数 条例改廃請求代表者2人以内
- 5 意見を述べる時間 1人につき10分以内
- 6 傍聴 一般傍聴席は52席（傍聴希望者が50人を超えたときは、抽選により決定する。）

以上